

(目的)

第1条 この条例は、ぱちんこ屋及びゲームセンター(以下「遊技場等」という。)の建築等について必要な規制を行うことにより、善良な風俗を保持し、良好な教育、福祉、医療等の環境の保全を図り、もって市民がすこやかで住みよい生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ぱちんこ屋 風営営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第1項第4号に規定する営業を目的とする遊技施設(まあじゃん屋を除く。)をいう。
- (2) ゲームセンター 風営法第2条第1項第5号に規定する営業を目的とする遊技施設をいう。
- (3) 建築等 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第13号から第15号までに規定する建築、大規模の修繕及び大規模の模様替並びに同法第87条第1項に規定する遊技場等への用途の変更をいう。

(平28条例35・一部改正)

(市長の同意)

第3条 遊技場等の建築等をしようとする者(以下「建築主」という。)は、建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書を提出するまでに建築等同意申請書を提出し、市長の同意を得なければならない。

2 市長は、建築主が建築等をしようとする遊技場等が、次条に規定する禁止区域にある場合又は第5条に規定する構造、設備等の基準に適合しない場合には、同意しないものとする。

(禁止区域)

第4条 建築主は、次の各号に掲げる区域において遊技場等の建築等をしてはならない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域(ただし、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号に規定する一般国道176号線側端から30メートル以内の第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域を除く。)
- (2) 次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものとして決定した土地を含む。)から100メートル以内の地域
 - ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
 - イ 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
 - ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条及び第43条に規定する施設
 - エ 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館
 - オ 社会教育法(昭和24年法律第207号)第5章に規定する公民館
 - カ その他市長が生活環境の確保のために必要と認めた規則で定める施設
- (3) 次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものとして決定した土地を含む。)から70メートル以内の地域
 - ア 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有する施設
 - イ 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第22項に規定する施設
 - ウ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の3、第20条の5及び第20条の6に規定する施設
 - エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(前号ウに掲げる施設を除く。)
- (4) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域においては、前2号の規定にかかわらず、次に掲げる地域

区分	ぱちんこ屋	ゲームセンター
第2号に掲げる施設の敷地から	70メートル以内の地域	50メートル以内の地域
前号に掲げる施設の敷地から	50メートル以内の地域	30メートル以内の地域

(平11条例9・平12条例28・平18条例39・平23条例26・平25条例13・一部改正)

(遊技場等の構造、設備等の基準)

第5条 建築主は、遊技場等の構造、設備等を次の各号に掲げる基準に適合させなければならない。

- (1) 地域周辺の環境を阻害することのない意匠、形態及び屋外照明であること。
- (2) 来客用出入口は、特に防音に配慮した構造とすること。
- (3) 規則で定める規模の来客用自動車及び自転車等の駐車場を設けること。

(地域住民との協議)

第6条 建築主は、第4条に規定する禁止区域以外の区域において遊技場の建築等をしようとするときは、地域住民と十分協議するよう努めるものとする。

(建築工事完了の届出等)

第7条 第3条第1項の規定により同意を得た建築主は、当該同意を得た遊技場等に係る建築等の工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出に係る遊技場等が、第5条に規定する基準に適合しないと認めるときは、建築主に対し、原状回復その他の是正措置を命ずることができる。

(中止命令)

第8条 市長は、第3条第1項に規定する同意を得ずに遊技場等の建築等をした者に対し、建築等の中止を命ずることができる。

(公表)

第9条 市長は、第7条第2項又は前条の規定による命令を受けた建築主が、その命令に従わない場合において、必要があると認めるときは、その旨を公表することができる。この場合において、あらかじめ当該建築主の意見を聴取しなければならない。

(報告の徴収)

第10条 市長は、この条例を施行するために必要があると認めるときは、建築主に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(立入検査)

第11条 市長は、この条例を施行するために必要があると認めるときは、職員に建築主の遊技場等、その敷地又は建築等の工事場に立ち入り、構造、設備等の検査を行わせることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に存する遊技場等又は現に建築等に着手している遊技場等は、第3条第1項に規定する同意を得たものとみなし、第4条及び第5条の規定は、適用しない。ただし、この条例の施行後、これらの遊技場等の建築等をする場合においては、第4条及び第5条の規定を適用(第4条の規定の適用は、当該建築等しようとする遊技場等の延床面積が、現に存する遊技場等の延床面積を超える場合に限る。)し、第3条第1項に規定する同意を得なければならない。

付 則(平成11年条例第9号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成12年条例第28号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成18年条例第39号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

付 則(平成23年条例第26号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条、第3条、第5条及び第7条の規定 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)の施行(附則第1条第3号に規定する部分に限る。)の日(当該日がこの条例の公布の日の前であるときは、公布の日)

(2) 第2条、第4条、第6条、第8条及び第9条の規定 平成24年4月1日

付 則(平成25年条例第13号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成28年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。